

**令和6年度ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業  
(ものづくり現場見学・出前授業等) 委託業務 仕様書**

**1 委託する業務名**

ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業（ものづくり現場見学・出前授業等）委託業務

**2 業務の目的**

人口減少や若者の道外流出等による技術者等の不足といった課題を抱える、ものづくり産業（製造業。ただし食品工業を除く。）の人材確保・育成を図るため、高校生等を対象とした出前授業や工場見学及び展示会見学のバスツアーなどを通じて、ものづくりの魅力を伝えるとともに、次世代自動車等への理解を深め、ものづくり企業への関心を高める。

※食品工業：食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業の総称

**3 委託業務の内容**

**(1) 出前授業の実施**

ものづくり企業の社員等が講師となり、高校生等にもものづくりの魅力ややりがい伝える出前授業を実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等

[参加校] 道央圏外から2校を選定する

[講師] 参加校と同一管内又は近隣管内に勤務するものづくり企業の社員又は役員を1校につき1社1名以上、計2社2名以上選定する

[実施内容] 1校につき参加者1クラス又は40人以上、1単位時間以上を目安とする

**(2) ものづくり現場見学の実施**

高校生・高専生・大学生（以下、「高校生等」という。）がものづくり現場の魅力を体験できる工場見学バスツアーを実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等（教師・保護者を含む）

[参加校] 道央圏外から2校を選定する

[見学先] 参加校と同一管内又は近隣管内から、1校につき1社、計2社以上を選定する

[実施内容] 1校につき参加者1クラス又は40人程度、1社あたり約2時間を目安とする

[留意事項] 各学校において既に計画している工場見学は対象外とする

**(3) ものづくり企業展示会見学の実施**

高校生等がものづくり企業やその製品・技術力等への理解を深めるため、ものづくり企業が多く参加する展示会の見学を実施する。

[参加対象] 新規学卒予定者を除く高校生等（教師・保護者を含む）

[参加校] 道内から2校を選定する

[見学先] 展示会（道内）

※（1）～（3）について、参加者へのアンケート（理解度・満足度など）を実施すること。

**(4) ものづくり企業の魅力PR動画の作成及びPR**

道内ものづくり企業に取材を行い、高校生等がものづくり企業を就職先として選択するきっかけとなるような、ものづくり企業の魅力をPRする動画を作成し、高校等におけるキャリア教育等を通じて高校生等に広く視聴されるよう、効果的にPRする。

[動画仕様] 5分以内（1社あたり）の動画を5本作成

[取材企業] 道内ものづくり企業から5社を選定する

[動画内容] 若手社員へのインタビューを必須とする

- ※例（1社あたり）：会社概要・生産現場の様子、若手社員へのインタビュー
- [動画形式] MP4（出力サイズは1920×1080, 30pを基本とする。）
- [業務フロー] 受託者が動画を作成 → 道が動画を配信 → 受託者が動画をPR
- [留意事項]・ものづくり企業の選定にあたっては、自動車関連企業を2社程度含めること  
とし、また、業種が偏らないよう考慮すること
- ・インタビュー先の社員については、性別が偏らないよう考慮すること

(5) 事業実施報告書の作成及び成果品の提出

① 事業実施報告書

上記（1）～（4）の業務に関する報告書（アンケートの結果も含む）：紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和7年（2025年）2月28日（金）

② 成果品

上記（4）により作成した動画：DVD-R等1部

※提出期限：令和7年（2025年）2月28日（金）

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 契約の方法等

(1) 契約方法 総合評価一般競争入札

(2) 委託期間 契約締結日から令和7年（2025年）2月28日（金）まで

(3) その他 ・ 本入札は、令和6年度の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより委託期間、業務の内容及び委託料の額を変更するか、契約を行わない場合がある。

5 企画提案及び審査の項目

提案項目及び審査項目	
1	実施体制
	① 実施体制・役割等
2	実施手法
	① 業務処理工程表・経費内訳
3	実施方策
	① ものづくり現場見学・出前授業の実施について
	② ものづくり企業展示会見学の実施について
	③ ものづくり企業の魅力PR動画の作成及びPRについて
4	実績
	① 過去の実績
5	追加提案
	① 追加提案
6	道施策との適合性（該当がある場合）
	① 「北海道働き方改革推進企業認定制度」
	② 「障がい者雇用」
	③ 「パートナーシップ構築宣言」

※記載上の留意事項

- ア 実施体制・役割等は、業務実施上の責任者、人員、担当者の経歴、役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 業務処理工程表・経費内訳は、業務を効率的かつ効果的に実施できる内容とすること。  
なお、経費内訳は経費区分・内訳項目のみの記載とし、金額は記載しないこと。
- ウ 「ものづくり現場見学・出前授業の実施について」、「ものづくり企業展示会見学の実施について」及び「ものづくり企業の魅力PR動画の作成及びPRについて」は、「3委託業務の内容」を満たした提案とすること。
- エ 過去の実績は、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。
- オ 追加提案は、「2 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- カ 道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定を受けている場合は、認定書（写し）を提出すること。  
道が実施している「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、認証書（写し）を提出すること。  
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、宣言書を提出すること。  
なお、複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、各制度・宣言において各構成員の認定書等を提出すること。

## 6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類 参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式 参加資格申請書 別添様式による

- (3) 提出部数 参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)5月22日(水)16時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書 別添様式による
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも6部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和6年(2024年)5月22日(水)16時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

## 9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となる場合がある。
  - ・提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
  - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
  - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
  - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
  - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
  - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。
  - オ 全ての提出書類は返却しない。
  - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先  
郵便番号 060-8588  
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)  
北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業係(担当:鈴木)  
電話 011-204-5323 F A X 011-232-2139  
電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp  
※@の前は数字の「1」です。